

五條市告示第57号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び五條市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条の規定に基づき令和7年度一般廃棄物処理計画を次のように定める。

令和7年 4月 1日

五條市長 平岡 清司

令和7年度一般廃棄物処理計画

1 処理計画の範囲

本市の全区域

2 一般廃棄物の発生量（見込）

塵芥類

単位：t

種 類	発 生 量					
	令和5年度 実績		令和6年度 実績（見込）*		令和7年度 計画量（見込）*	
	家庭系	事業系	家庭系	事業系	家庭系	事業系
可燃ごみ	5,113	2,529	5,092	2,590	4,888	2,486
金属・かん類	128	24	120	15	116	15
その他不燃物	60	—	57	—	55	—
リサイクル類	160	—	165	—	160	—
粗大ごみ	71	106	69	100	67	97
小型家電	—	—	—	—	—	—
資源回収	479	—	455	—	441	—
計	6,011	2,659	5,958	2,705	5,727	2,548
年間排出量	8,670		8,663		8,325	
内〔再資源化量〕	767		740		717	
動物の死体（体）	101		136		132	

* 令和6年4月から令和7年2月までの実績値及び3月の推計値をもって実績（見込み）としている。

* 令和7年度は、可燃ごみは減量目標値の4%、その他の種類は令和6年2月と令和7年2月を比較した人口減少率3%の減少で見込みとしている。

し尿類

単位：kℓ

し尿	3,822.34	3,578.85	3,350.87
浄化槽汚泥	5,958.30	5,736.67	5,523.28
計	9,780.64	9,315.52	8,874.15

3 一般廃棄物の種類並びに収集、運搬及び処分の方法

- (1) 一般家庭から排出されるごみ（可燃ごみ、金属・かん類、その他不燃物、リサイクル類、粗大ごみ、特定家庭用機器廃棄物及び再生資源）及び事業活動に伴って排出される一般廃棄物

種 類		収 集 体 制	収 集 回 収	処 分 方 法	
一 般 家 庭 か ら 排 出 さ れ る ご み	可燃ごみ	生ごみ・紙くず・ 木くず・靴・灰・ 紙おむつ等	委託業者	週2回 収集 (山間部地域 週1回) 収集	やまとクリーンパ ーク
	カン・ 金属類	空きカン 金属類	委託業者	月1回収集	資源買取業者へ 売却処分
	不燃物 その他	ガラス類 陶器類・傘 鏡 等	委託業者	月1回収集	エコ・リレーセンタ ーごじょうで分別 後、やまとクリーン パークへ搬入
	リサイク ル類	ビン類・ペットボ トル・プラスチッ ク製容器包装類・ 紙パック 等	委託業者	月2回収集	民間業者
	有害ごみ	電池・蛍光灯	委託業者	月2回収集	民間業者
	粗 大 ご み	家具・寝具類等 電化製品等 指定袋に入らない 大きさのもの (特定家庭用機器 廃棄物を除く。)	委託業者 五條市	不定期	エコ・リレーセンタ ーごじょうで分別 後、やまとクリーン パークへ搬入
	小型家電	携帯電話・カメラ・ リチウム電池 等	委託業者	市内5か所 ステーション回収	資源買取業者へ 売却処分
	再生資源	紙 類 布 類 空きカン等の 金 属 類	委託業者	・月2回収集 ・資源集団回収 (実施地区：年2回 ～4回))	資源買取業者へ 売却処分
事業活動に 伴って排出 される一般 廃棄物	事業者自らの責任で直接搬入を行うもの のほか市の許可する一般廃棄物（塵芥） 収集、運搬業者へ依頼 (五條清掃社)			やまとクリーンパ ーク	
	収集地区	収集回数	収集方法		
	旧五條市内の事業所	随時	戸別収集		

○一般廃棄物処理業は既存業者により適正な収集運搬が行われており、継続的かつ安定的に実施させるために引き続き既存業者のみに行わせることが相当であるため、不測の場合を除き、新規の許可を行いません。

委託業者

業者名	収集地区	収集回数	収集方法
五條清掃社	本町地区、中央地区、五條東地区、須恵・岡口地区、新町地区、二見地区、宇智地区、牧野地区、なつみ台地区、阪合部地区の一部（犬飼町、上野町、相谷町）	可燃ごみ：週2回 カン金属類：月1回 その他不燃物：月1回 リサイクル類：月2回	地区内で定められている集積場所によるステーション回収
高利衛生	北宇智地区、田園地区、あづみ台地区、野原地区、南宇智地区、阪合部地区の一部（大津町、中町、黒駒町）	可燃ごみ：週2回 カン金属類：月1回 その他不燃物：月1回 リサイクル類：月2回	地区内で定められている集積場所によるステーション回収
(株)ダイワクリーンサービス	南阿田地区、大阿太地区、阪合部地区の一部（檜辻町、大野町、山陰町、表野町、火打町、田殿町、大深町、大平町） 西吉野地区（白銀北地区、白銀南地区、賀名生地区、宗桧上中下地区）	可燃ごみ：週2回 カン金属類：月1回 その他不燃物：月1回 リサイクル類：月2回	地区内で定められている集積場所によるステーション回収
	大塔地区（天辻、簾、阪本、中原開拓、中原、小代、猿谷、辻堂、殿野、堂平、飛養曾、引土、閉君、宇井、清水、中井傍示、惣谷、篠原、赤谷）	週1回、または週2回の一括収集	
五條市環境衛生協会(株)	全域	・有害ごみ、再生資源ごみ：月2回 ・粗大ごみ：不定期	・有害ごみ、再生資源ごみ：地区内で定められている集積場所によるステーション回収 ・粗大ごみ：個別収集
吉田モータース	全域	資源集団回収 1地区：年2回～4回 (実施地区：20地区)	地区内で定められている集積場所によるステーション回収

○日常のごみの排出が困難で、親族や近隣住民の協力が得られない高齢者・障害者等の世帯に対して、市が戸別に玄関先等でごみ収集を行う「ふれあい収集」を行っている。

(2) 動物の死体

種類	収集体制	処分方法
動物の死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、市民が直接搬入するもの	やまとクリーンパークで焼却処理

(3) し尿及び浄化槽汚泥

し尿

地域	許可業者	収集地区	収集回数	処分方法
西吉野町 及び大塔 町を除く 五條市内	(屋) 五條衛生社 西本 友子	本町1丁目～3丁目、五條1丁目～4丁目、 須恵1丁目～3丁目、岡口1丁目～2丁目、 今井2丁目、今井4丁目、今井町、岡町、小島町、六倉町、 中之町、上之町、北山町、大澤町、釜窪町、 田園1丁目～5丁目、 大津町、火打町、島野町、湯谷市塚町、滝町、車谷町、 南阿田町、八田町	おおむね 月1回	五條市クリーン・オ アシスへ搬入
	(有) 南和衛生社 代表取締役 菅本 敏博	五條1丁目～2丁目、五條4丁目、 野原町、牧町、野原西1丁目～6丁目、 野原中1丁目～6丁目、野原東1丁目～7丁目 今井2丁目、今井4丁目、小島町、六倉町、 霊安寺町、御山町、丹原町、生子町、 島野町、湯谷市塚町、滝町、車谷町、南阿田町、八田町		
	(株) 吉田衛生社 代表取締役 山住 千代子	五條1丁目～2丁目、五條4丁目、須恵3丁目、 今井1丁目～5丁目、今井町、岡町、宇野町、三在町、 小島町、六倉町、山陰町、 近内町、住川町、小山町、出屋敷町、居傳町、 小和町、久留野町、西久留野町、西河内町、 東阿田町、西阿田町、山田町、原町、大野新田町、 島野町、湯谷市塚町、滝町、車谷町、南阿田町、八田町		
	(屋) 南和衛生 小西 猛晴	本町1丁目～2丁目、五條1丁目、五條2丁目、五條4丁目、 新町1丁目～3丁目、二見1丁目～7丁目、 今井2丁目、今井4丁目、小島町、六倉町、 中之町、大澤町、木ノ原町、畑田町、下之町、釜窪町、 なつみ台1丁目～4丁目、 中町、黒駒町、大野町、樫辻町、表野町、田殿町、 大深町、相谷町、上野町、犬飼町、阪合部新田町、 島野町、湯谷市塚町、滝町、車谷町、南阿田町、八田町		
西吉野町	水企興業 (株) 代表取締役 森本 世津代	西吉野町	おおむね 月1回	西吉野町ピットへ搬 入
大塔町	(株)ダイワ クリーン サービス 代表取締役 角川 幸治	大塔町	おおむね 月1回	大塔町ピットへ搬入

※凡例 (屋)：個人事業主屋号 (株)：株式会社

浄化槽汚泥及び仮設トイレ

地域	許可業者	収集地区	収集回数	処分方法
西吉野町 及び大塔 町を除く 五條市内	(屋)五條衛生社 西本 友子	西吉野町及び大塔町を除く五條市内	浄化槽及び 仮設トイレ 清掃時収集	五條市クリーン・ オアシスへ搬入
	(屋)南和衛生 小西 猛晴			
	(株)吉田衛生社 代表取締役 山住 千代子			

	(有)南和衛生社 代表取締役 菅本 敏博		
	水企興業(株) 代表取締役 森本 世津代		
西吉野町	水企興業(株) 代表取締役 森本 世津代	西吉野町	西吉野町ピットへ 搬入
大塔町	(株)ダイワクリ ーンサービス 代表取締役 角川 幸治	大塔町	大塔町ピットへ搬 入

※凡例 (屋)：個人事業主屋号 (株)：株式会社 (有)：有限会社

※西吉野ピット及び大塔町ピットから五條市クリーン・オアシスへの運搬は委託業者が行う

4 処理計画

(1) 収集運搬計画

収集運搬による廃棄物の量（見込み）

① エコ・リレーセンターごじょう搬入分

（単位：t）

種 類	収 集		許可業者	一般持込	計
	委託（運営）	委託（収集）			
可燃ごみ	5	3, 9 5 6	1, 8 0 3	1, 6 1 0	7, 3 7 4
金属・かん類	2	9 6	—	3 3	1 3 1
その他不燃物	2	4 7	—	6	5 5
リサイクル類	2	1 5 0	—	8	1 6 0
粗大ごみ	1 9	—	—	1 4 5	1 6 4
小型家電	—	—	—	—	—
資源回収	4 4 1	—	—	—	4 4 1
合計	4 7 1	4, 2 4 9	1, 8 0 3	1, 8 0 2	8, 3 2 5
動物の死体（体）	4 0	9 2			1 3 2

② クリーン・オアシス搬入分

(単位：kℓ)

種 類	収 集			計
		許 可	委 託	
し 尿	旧五條	2, 249	—	3, 351
	旧西吉野	1, 001	—	
	旧大塔	101	—	
浄化槽汚泥	旧五條	5, 707	—	5, 523
	旧西吉野	0	—	
	旧大塔	16	—	
合 計		8, 874	—	8, 874

(2) 中間処理計画

① 可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ

事業主体：やまと広域環境衛生事務組合

所在地：御所市大字栗阪293番地

敷地面積：26, 216. 91 m²

建築面積：3, 940. 29 m²

(ア) ごみ処理施設

処理方式：連続運転式焼却炉

処理能力：120 t/24h (60t/24h×2炉)

処理量 可燃ごみ 10, 000 t

粗大ごみ(残渣) 190 t

合 計 10, 190 t

動物の死体 350体

(イ) リサイクル施設

処理方式：破碎・選別方式

処理能力：11 t/5h (粗大ごみ6 t/5h、不燃ごみ5 t/5h)

処理量 粗大ごみ 230 t

不燃ごみ 180 t

合 計 410 t

- ② 五條市クリーン・オアシス（五條市二見5丁目4番2号）に搬出された廃棄物は、それぞれ定める廃棄物（見込み量）を中間処理する。

形 式	前脱水型高負荷脱窒素処理方式	
処理能力	48 kℓ /日	
運転管理体制	委 託	
処理する廃棄物の種類	し尿、浄化槽汚泥	
処理量		
五條市内	し尿	3, 351 kℓ
	浄化槽汚泥	5, 523 kℓ
	小計	8, 874 kℓ
吉野町受託		4, 630 kℓ
	合計	13, 504 kℓ
残渣量	脱水ケーキ	300 t
残渣処分先	一般廃棄物処理施設で処分	

(3) 最終処分計画

焼却残渣： やまと広域環境衛生事務組合で大阪湾広域臨海環境整備センターまで搬送し埋立処分する。

焼却灰（主灰）	668 t
ばいじん（処理灰）	369 t

不燃物： やまと広域環境衛生事務組合で一般廃棄物処理業者が搬送し埋立処分する。

陶磁器・ガラス片等	56 t
-----------	------

5 ごみの排出抑制・再資源化

(1) 排出抑制の方法

事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する事業所に対し、減量指導を行う。またチラシや市のホームページによるごみの減量等の広報を行う。

① 再資源化の方法及び量（見込）

(ア) 資源集団回収事業（委託収集）

自治会が回収する資源物（古紙類・布類・空きカン等金属類）を資源買取業者へ売却して再資源化する。

再資源化量	古紙類	70 t
	布類	8 t
	カン等金属類	17 t
	合計	95 t

(イ) 古紙回収

古紙類を収集し、資源買取業者に売却する

再資源化量	204 t
-------	-------

(ウ) エコ・リレーセンターごじょうに搬入されたカンや金属類は資源買取業者に売却する。

再資源化量	131 t
-------	-------

(エ) 刈草を堆肥化し、資源化する。 250 t

6 排出禁止物

市が行う一般廃棄物の処理に際して次に掲げるものを排出してはならない。

- ① 有毒性物質を含むもの（農薬等）
- ② 危険性のあるもの（消火器、劇薬等）
- ③ 引火性のあるもの（ガソリン、プロパンガス、灯油、廃油等）
- ④ 著しく悪臭を発するもの（薬品等）
- ⑤ 特別管理一般廃棄物に指定されているもの
（PCB含有物、感染性一般廃棄物等）
- ⑥ 前各号の掲げるもののほか市が行う処理に著しい支障を及ぼすもの

7 市民・事業者の協力義務

- ① 市民は、廃棄物の排出を抑制し再製品の使用または不要品の活用等を図り廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処理することにより、廃棄物の減量化、資源化、適正処理及び地域の清潔の保持を推進するとともに、その実施に当たっては、相互に協力するよう努めなければならない。
- ② 市民は、廃棄物の減量化、資源化、適正処理及び地域の清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。
- ③ 引っ越し等、一時的に多量に出るごみは、他の集積場の収集が遅延になるため、エコ・リレーセンターごじょうへ自ら搬入すること。また、収集員が容易に持つ事が出来ない重いごみは、集積時にごみ袋が破れて飛散することがあるため、軽くして袋を分けるか、エコ・リレーセンターごじょうへ自ら搬入すること。
- ④ 事業者は、事業活動を行うに当たり、廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ⑤ 事業者は、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。
- ⑥ 事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物は、排出者が減量化・資源化に努めた上で、排出者が自らのエコ・リレーセンターごじょうに搬入するか、許可業者に委託し、やまとクリーンパークで処理を行うものとする。
- ⑦ 事業系一般廃棄物の収集運搬についての許可業者は、五條清掃社のみとする。

8 その他

広報、啓発活動

- ① 分別収集、減量化、再資源化等については、市ホームページに掲載し、また「五條市ごみ収集日程表」・「ごみの分け方と出し方」を配布し、市民への広報・啓発活動を進める。
- ② 転入者には、「ごみの分け方と出し方」と4種類の指定袋を大小1枚ずつ（燃えるごみのみ特小含む3枚）市民課にて配布、五條市の分別収集について理解していただく。
- ③ 自治会が行う資源集団回収に対して助成を行い、団体の協力を得ながら、ごみの減量・資源化を促進する。